

第7章 基本構想推進にあたって

第1節 市民とともに進めるまちづくり

基本構想の推進にあたっては、市民と行政が、理念や将来像を共有するとともに、「自分たちの地域は自分たちで創り育てる」という考え方のもと、お互いが協力して地域のまちづくりを進めることが大切です。市民と行政が情報の共有化を図り、知恵と力を合わせて、それぞれの役割を果たす「市民と行政の協働」によるまちづくりを進めます。

そのため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどの活用による積極的な情報公開に努め、一層の市民参加を進めるとともに、市民一人ひとりが地域を考え、主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくりに取り組みます。

第2節 効率的・効果的な行政経営の推進

地方分権の時代にあって、地域が自らの判断と責任において地域の実情にあったまちづくりを進めるためには、これまで以上に効率的・効果的な行政経営が求められています。

そのため、職員の削減など合併による効率化を更に推進する一方、専門的能力の強化と地方分権時代にふさわしい職員の資質の向上を図ります。また、財政の中期展望をたて、近隣市町との広域的な連携の再構築を図るとともに、成果を重視する行政評価システムを導入するなど、行政を経営する視点から効率的で質の高い行財政運営を進めます。さらに、電子自治体の推進により、行政サービスの迅速化に努めるとともに、積極的な情報公開により、透明性の高い開かれた行政の推進に努めます。



能登川水車とカヌーランド

東近江市総合計画の体系図





八日市大凧(非戦の誓い)